

茨城県産業技術イノベーションセンターにおける

公的研究費の使用に関する行動規範

茨城県産業技術イノベーションセンター（以下「センター」という。）は、国及び国が所管する国立研究開発法人等（以下「配分機関」という。）から配分される研究を目的とした公的資金（以下「公的研究費」という。）の使用にあたって、信頼性と公正性を確保することを目的として、センターに所属する職員等（以下「センター職員」という。）の行動規範をここに定める。

1. センター職員は、公的研究費が、センターが管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的にこれを使用しなければならない。
2. センター職員は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通達、茨城県やセンターが定める諸規程、公的研究費の使用ルールを遵守しなければならない。
3. センター職員は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。
4. センター職員は、公的研究費の特性や事務手続き等を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
5. センター職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止しなければならない。
6. センター職員は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
7. センター職員は、公的研究費の取扱いに関する講習会や研修等に積極的に参加し、公的研究費の使用ルールの理解に努めなければならない。
8. センター職員は、公的研究費の不正使用が懲戒処分の対象となることを自覚し、地方公務員法・茨城県職員服務規程等を遵守しなければならない。

茨城県産業技術イノベーションセンター長

令和8年4月1日